

農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づき、公表します。

茂原市長 田中 豊彦

市町村名 (市町村コード)	茂原市 (122106)
地域名 (地域内農業集落名)	箕輪地区 (箕輪)
協議の結果を取りまとめた年月日	令和 5年 9月 29日 (第 1 回)

1 地域における農業の将来の在り方

(1) 地域農業の現状及び課題

農地について、1区画の圃場面積が狭く耕作がしにくい。また、現在自作している人のほとんどが後継者がいない。そのため、貸出希望の方が多くなっている。
経営体が耕作しやすい圃場の整備と、新たな農地の受け手の確保が必要である。

(2) 地域における農業の将来の在り方

箕輪地区は水田が9割を占め、今後も水稻の生産を行っていく。そのため畦畔を取り除く田の区画拡大整備を行い、耕作者がより耕作しやすい圃場を作っていく。また、中心経営体以外の農業者が多いため、今後、認定農業者になっていただくよう進めていく。

2 農業上の利用が行われる農用地等の区域

(1) 地域の概要

区域内の農用地等面積	18.9 ha
うち農業上の利用が行われる農用地等の区域の農用地等面積	18.9 ha
(うち保全・管理等が行われる区域の農用地等面積)【任意記載事項】	ha

(2) 農業上の利用が行われる農用地等の区域の考え方(範囲は、別添地図のとおり)

農振農用地区域内の農地及びその周辺の農地を農業上の利用が行われる区域とし、その区域と住宅地又は林地との間にある農地は保全・管理を行う区域とする。

3 農業の将来の在り方に向けた農用地の効率的かつ総合的な利用を図るために必要な事項

(1)農用地の集積、集約化の方針
農地利用は、中心経営体である認定農業者2経営体及び規模拡大を希望する経営体が担うほか、入作を希望する農業者・新規就農者の受入れを促進することにより対応していく。
(2)農地中間管理機構の活用方針
箕輪地区を重点実施地区とし、将来の経営農地の集約化を目指し、農地所有者は、出し手・受け手にかかわらず、原則として、農地を機構に貸し付けていく。中心経営体が病気や怪我等の事情で営農の継続が困難になった場合には、農地バンクの機能を活用し、農地の一時保全管理や新たな受け手への付け替えを進める事が出来るよう、機構を通じて中心経営体への貸付けを進めていく。
(3)基盤整備事業への取組方針
農業の生産効率の向上や農地集積・集約化を図るため、農地耕作条件改善事業を活用しながら水田の畦畔除去の区画拡大等に取り組む。 令和5年度4.17ha,令和6年度3.02ha計画予定
(4)多様な経営体の確保・育成の取組方針
新規就農の促進について、将来的な中心経営体の育成・確保に向け、国や県その他各種事業を活用し、新規就農時の経営負担軽減を図る。
(5)農業協同組合等の農業支援サービス事業者等への農作業委託の活用方針
農協等が機械や施設等を積極的に活用、委託していく。

以下任意記載事項(地域の実情に応じて、必要な事項を選択し、取組方針を記載してください)

<input checked="" type="checkbox"/> ①鳥獣被害防止対策	<input type="checkbox"/> ②有機・減農薬・減肥料	<input type="checkbox"/> ③スマート農業	<input type="checkbox"/> ④輸出	<input type="checkbox"/> ⑤果樹等
<input type="checkbox"/> ⑥燃料・資源作物等	<input type="checkbox"/> ⑦保全・管理等	<input type="checkbox"/> ⑧農業用施設	<input type="checkbox"/> ⑨その他	

【選択した上記の取組方針】

①地域による鳥獣害対策(侵入防止柵や檻の設置状況)や捕獲体制の構築等に取り組む。